

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふるさとづくり・やらまいか

3 代表者の氏名

北原文男

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡中川村大草3950番地

5 定款に記載された目的

この法人は、中川村に住む者に対して、住民輸送サービス並びに公共用水域の水質保全活動及び健全な水環境の創造活動並びに公園や道路等公共施設への愛着心と美化意識の高揚を図る活動に関する事業を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年1月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 戸隠森林植物園ボランティアの会

3 代表者の氏名

水上憲宗

4 主たる事務所の所在地

上水内郡戸隠村大字戸隠3611番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域や一般社会に対して、自然環境の保全・社会教育に関する事業を行い、よって環境保全の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

発生した 家畜伝染病 の種類	家畜 の種類	発生 年月日	患 畜 の区分	発生 頭数	発生の場所 又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年 12月5日	疑似患畜	1	南安曇郡三郷 村
		平成15年 12月19日	患畜	1	南安曇郡三郷 村

畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

丸子都市計画公園 5・4・1号 信州国際音楽村周辺公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び丸子町役場

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

東御都市計画道路 3・3・1号滋野和線

3・4・3号常田東町線

3・5・4号大石新張線

3・4・5号田中牧家線

3・4・6号稻荷町線

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・1号滋野和線

東御市大字滋野字西宿、字反り地、字稻荷、字片羽、字海道田、字清水脇、字小原、字童女、字牧家、字王子平、字順礼觀音、大字加沢字東原、字原、字新田、字北裏、字寺裏、大字常田字伊豆

宮、字ハグロ、字コヲロゾイ、大字田中字六反田、大字県字針ノ木沢、字舞台、字六反、字東沢田、字保利田、大字本海野字長縄手、字太平寺、大字和字赤石、字西田の各一部

3・4・3号常田東町線

東御市大字常田字常田、字ハグロ、字ヤクシ、字コヲロゾイ、大字鞍掛字下河原、大字祢津字大鏡、字フケ田、字砂田、字元会下の各一部

3・5・4号大石新張線

東御市大字滋野字牧家、字有津倉、字外城、字金子、字柳原、字西反、大字新張字下原、字新屋敷の各一部

3・4・5号田中牧家線

東御市大字田中字下沖、字田町、字上宿、大字常田字常田、大字田中字城ノ前、字善福寺、大字加沢字善福寺、字大門崎、字樋田、字向田、字前田、字石合、字社宮寺、字柳反、字南平、字流ノ宮道、字赤石、字原田、字古海道、大字滋野字原田際、字西原、字原畑、字一本松、字祢津道東、字下座場、字大道下、字王子平の各一部

3・4・6号稻荷町線

東御市大字田中字上宿、字田町、字五里田、大字県字五里田、字六反の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県上田建設事務所、小県郡東部町役場、北佐久郡北御牧村役場

4 縦覧期間

自 平成16年1月20日

至 平成16年2月2日

都市計画課

公告

南佐久郡臼田町による臼田地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成16年1月19日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 土地改良事業の名称

農村総合整備モデル事業

2 土地改良事業の施行についての同意（認可）年月日

昭和58年2月14日

3 土地改良事業を行った者の名称

南佐久郡臼田町

4 事務所の所在地

南佐久郡臼田町大字臼田89番地4

5 工事着手年月日

昭和58年11月21日

6 工事完了年月日

平成12年9月19日

土地改良課

公告

千曲市による若宮地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成16年1月19日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成13年7月17日

3 土地改良事業を行った者の名称

千曲市

4 事務所の所在地

千曲市大字杭瀬下84番地

5 工事着手年月日

平成13年11月27日

6 工事完了年月日

平成15年12月11日

土地改良課

公告

小諸市南部土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成16年1月19日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

理 事

重 任

氏 名 住 所

山浦秀一 小諸市大字耳取782番地

山浦敏一 小諸市大字耳取2366番地

高橋倉吉 小諸市大字耳取2379番地1

上原正一郎 佐久市大字常田378番地

高橋幸雄 小諸市大字市650番地2

監 事

重 任

氏 名 住 所

小林桂一 小諸市大字耳取2305番地

高地李之 小諸市大字市409番地

土地改良課

公告

信濃町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年1月19日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理 事

新 任

氏 名 住 所

中村稔 上水内郡信濃町大字柏原126番地

片山嘉彦 上水内郡信濃町大字穂波1433番地

二本松 義昭 上水内郡信濃町大字平岡1172番地の1
 常田 公雄 上水内郡信濃町大字穂波92番地
 石川 広之 上水内郡信濃町大字柏原2903番地の1
 宮尾 義信 上水内郡信濃町大字大井270番地
 丸山 利平 上水内郡信濃町大字大井1240番地の7

重任

氏名	住所
外谷 忠夫	上水内郡信濃町大字柏原2912番地
小林 英教	上水内郡信濃町大字平岡1676番地
宮尾 裕次利	上水内郡信濃町大字柏原2073番地
瀧澤 常雄	上水内郡信濃町大字古間573番地の2
北村 善一	上水内郡信濃町大字柏原391番地の1

退任

氏名	住所
中沢 喜美	上水内郡信濃町大字穂波854番地の1
北村 照明	上水内郡信濃町大字柏原2883番地の1
和田 正	上水内郡信濃町大字平岡11番地の3
中村 利彦	上水内郡信濃町大字柏原2667番地の1
佐藤 俊元	上水内郡信濃町大字大井2084番地
中澤 盛義	上水内郡信濃町大字大井382番地
木村 勝昭	上水内郡信濃町大字穂波1501番地の2

監事

新任

氏名	住所
小林 一盛	上水内郡信濃町大字柏原2910番地の2
松村 修	上水内郡信濃町大字平岡1655番地の1

退任

氏名	住所
寺島 三夫	上水内郡信濃町大字穂波387番地
水澤 昭人	上水内郡信濃町大字古間925番地2

土地改良課

公告

木曾郡南木曾町による妻籠地区大高取換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年1月20日から2月17日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡南木曾町役場

農村整備課

公告

木曾郡南木曾町による妻籠地区上在郷換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年1月20日から2月17日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡南木曾町役場

農村整備課

公告

木曾郡南木曾町による妻籠地区押手換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年1月20日から2月17日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡南木曾町役場

農村整備課

公告

木曾郡南木曾町による妻籠地区大高取換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年1月20日から2月17日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡南木曾町役場

農村整備課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成16年1月19日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

1 審査の種類、期日及び場所

種類		期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成16年2月24日(火) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成16年2月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大型)	平成16年2月26日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大特)	平成16年2月27日(金) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (牽引)	平成16年2月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成16年2月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成16年2月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大型)	平成16年2月26日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大特)	平成16年2月27日(金) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (牽引)	平成16年2月24日(火) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、大型、大特、又は牽引）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	技能検定の実施に関する知識	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、大型、大特、又は牽引）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

- ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成16年2月12日(木)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員審査(普通)	20,500円
-----------------	---------

(イ) 技能検定員審査(大型、大特、又は牽引)	14,750円
-------------------------	---------

(ウ) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)	22,050円
-------------------------	---------

イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員審査(普通)	12,150円
-----------------	---------

(イ) 教習指導員審査(大型、大特、又は牽引)	9,850円
-------------------------	--------

(ウ) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)	12,550円
-------------------------	---------

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手数料についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許センター

正 誤

平成14年2月7日付け長野県告示第66号「保安林の指定」
中

ページ	行	誤	正
100	22	567の2、570、571の2	567の2、571の2
101	13	570、571の2	571の2
102	5	567の2、570、571の2	567の2、571の2